

議 案

議案

令和2年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和3年度を償還期限とする財政融資資金の短期貸付けを行う必要が生じたため、令和2年度における財政融資資金運用計画について、下記のとおり変更する。

記

1. 貸付先及び貸付予定額

- (1) 交付税及び譲与税配付金特別会計 78,183億円
- (2) 年金特別会計 14,467億円

2. 貸付条件

- (1) 貸付利率 国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率
- (2) 償還期限
 - ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計 1か月以内
 - ・ 年金特別会計 1か月以内
- (3) 違約金 貸付金について、元利金の延滞があったときは、元利金支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで延滞金額につき年10%の割合の違約金を徴収するものとする。

議案說明資料

交付税及び譲与税配付金特別会計に対する年度越し短期貸付について

借入金の発生(昭和39～)

- ・国税の一定割合等を財源として交付税を配分
- ・財源不足時に借入金で補てん

借入金の増加(平成4～)

バブル崩壊以降借入金が急増
 <平成18年度末借入金残高>
 52兆2,821億円
 うち、国負担分：財融 18兆6,648億円
 地方負担分：財融 11兆3,348億円
 民間 22兆2,824億円

償還計画に基づく償還開始(平成23～)

平成22年度末の借入金残高33兆6,173億円について償還計画に基づき償還

<償還実績>

平成23～25年度：各1,000億円
 平成26年度：2,000億円
 平成27年度：3,000億円
 平成28～30年度：各4,000億円
 令和元年度：4,050億円
 令和2年度：2,500億円
 合計：2兆6,550億円

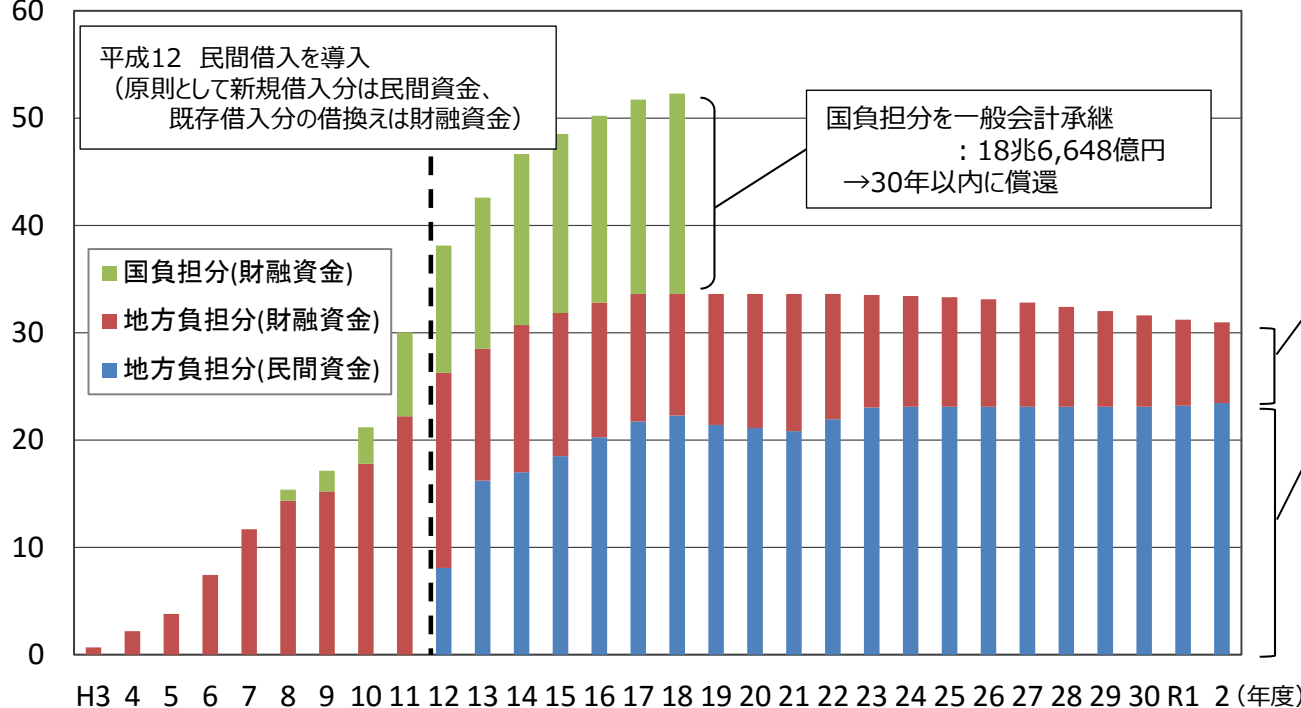
※平成23～30年度までは償還額全額、
 令和元・2年度は各5,000億円を財政
 融資資金の返済に充当

<今後の償還計画>

令和3年度：—
 令和4年度：1,000億円
 令和5年度：3,000億円
 令和6年度：5,000億円
 令和7年度：6,000億円
 令和8年度：7,000億円
 令和9年度：8,000億円
 令和10年度：9,000億円
 令和11～37年度：各10,000億円
 令和38年度：623億円
 合計：30兆9,623億円

※「地方交付税法等の一部を改正する法律案」
 により、特別会計に関する法律を改正

(兆円) 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金残高について



交付税及び譲与税配付金特別会計

令和2年度末借入金残高：30兆9,623億円

うち財政融資資金
 令和2年度末残高：7兆5,168億円

うち民間資金
 令和2年度末残高：23兆4,455億円

財政融資資金からの一時借入金の借換
 令和2年度末残高：3,015億円

令和2年度における
 財政融資資金の年度越し短期貸付予定額
 (借入金及び一時借入金の借換)：7兆8,183億円

特別会計に関する法律(抄)

(平成19年3月31日法律第23号)
(最終改正：令和3年2月3日法律第3号)

(一時借入金の借換え)

第26条 第15条第4項の規定にかかわらず、交付税特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、交付税特別会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 (略)

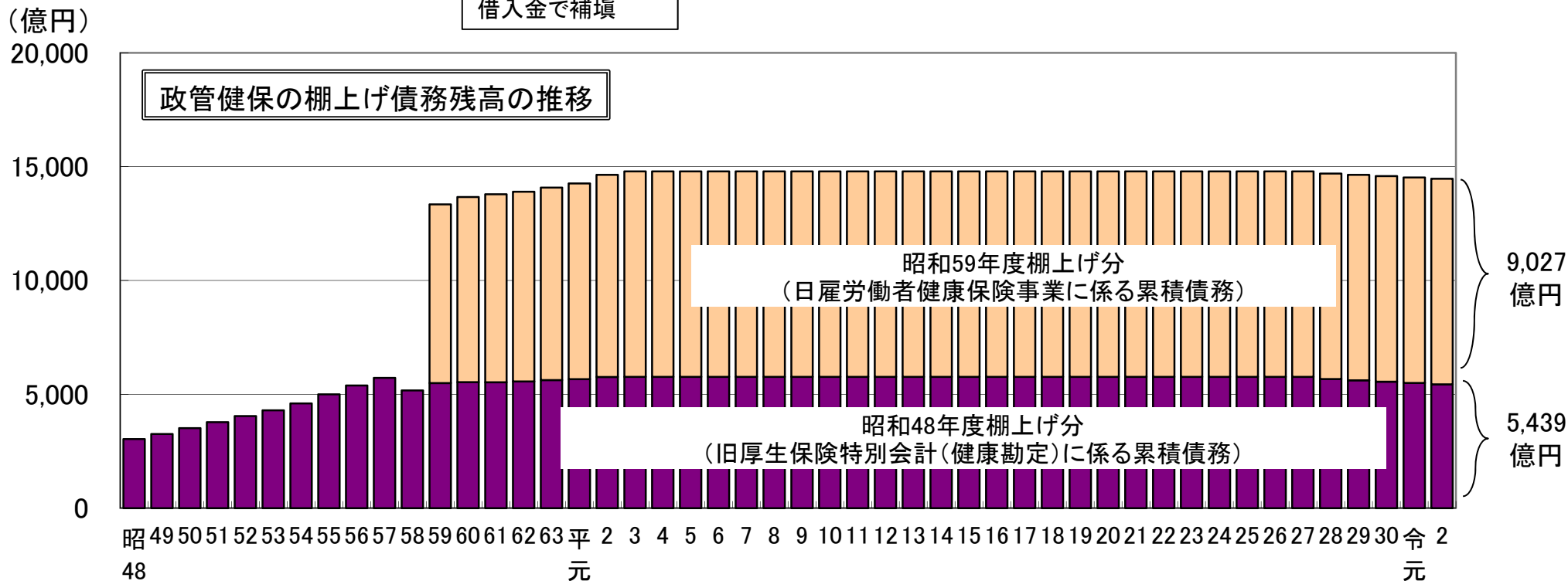
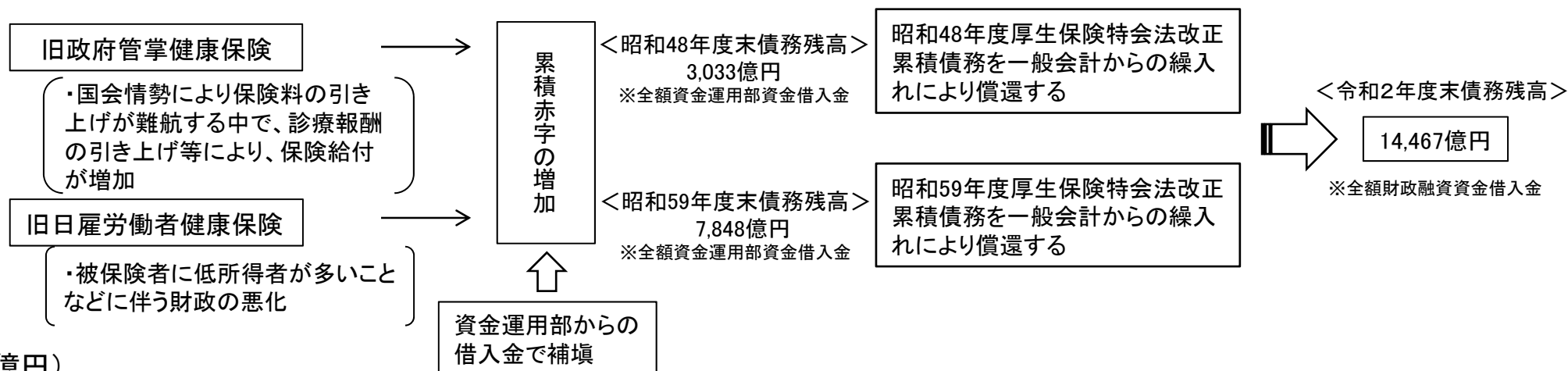
3 第1項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから1年内に償還しなければならない。

附 則 (平成19年3月31日法律第23号) 抄

(交付税特別会計における借入金の特例)

第4条 交付税特別会計において、令和2年度から令和33年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第13条第1項の規定にかかわらず、令和2年度にあっては30兆9,622億9,540万8千円・・・(中略)・・・を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年金特別会計に対する年度越し短期貸付について



特別会計に関する法律(抄)

(平成19年3月31日法律第23号)
(最終改正：令和3年2月3日法律第3号)

附 則 (平成19年3月31日法律第23号) 抄

(健康勘定における借入金の特例)

第30条 当分の間、第13条の規定にかかわらず、健康勘定においては、旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の健康勘定・・・(中略)・・・の昭和48年度の末日における借入金、健康保険法等の一部を改正する法律・・・(中略)・・・に基づく厚生保険特別会計の日雇健康勘定の昭和59年度の末日における借入金及び旧健康勘定において生ずる昭和59年改正法附則第18条の規定による廃止前の日雇労働者健康保険法・・・(中略)・・・に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに係る債務を弁済するために必要がある場合には、健康勘定の負担において、借入金をすることができる。

(一般会計から健康勘定への繰入れの特例)

第31条 当分の間、第6条の規定にかかわらず、昭和48年度以前に旧健康勘定において生じた損失の額及び旧日雇労働者健康保険法に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに対応する借入金の償還並びに当該借入金に係る経費として政令で定めるものの支払の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、一般会計から健康勘定に繰り入れることができる。